平成２２年（フ）第１６４１０号
東京都新宿区西新宿８丁目８－３
債務者　山本　　宏
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４１１号
東京都大田区南六郷２丁目35―１―1128
債務者　太田　純子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４１２号
東京都品川区西五反田２―31―12―303大山方、住民票上の住所千葉県館山市北条945―９
債務者　小澤　豪司
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４１３号
神奈川県相模原市南区旭町24―６―703
債務者　石倉奈智子（旧姓高橋・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４１４号
東京都板橋区高島平３丁目10―１―426
債務者　原　　薫
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４１８号
東京都江東区北砂６丁目12―16
債務者　早坂　千春
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４１９号
東京都江東区東砂８丁目５－７―811
債務者　松本　友子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４２１号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢町163―５―508
債務者　間崎　富江
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４２２号
東京都調布市多摩川３丁目51―３
債務者　西原雪男こと　韓　　鍾仁
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４２３号
東京都東大和市清原１丁目１―33―509
債務者　久保田純一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４２５号
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀５－１　フローラＡ202
債務者　伊藤麻美こと　姜　　麻美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４２７号
東京都三鷹市下連雀７丁目７―28―202
債務者　清水宏次郎
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４２９号
東京都文京区大塚１丁目１－６　アパートメントＫ201
債務者　遠藤　正之
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４３０号
東京都八王子市南大沢４丁目10―６―301
債務者　飯田　好惠
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４３６号
千葉県香取市鳥羽25―１―213、住民票上の住所茨城県稲敷市本新141―４
債務者　高橋　美佐
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部